

その他

東日本大震災に係る固定資産税の対応について

津波により被害を受けた土地・家屋に係る平成23年度分の固定資産税・都市計画税の課税免除

① 津波により区域の全部又は大部分において家屋が滅失・損壊した区域

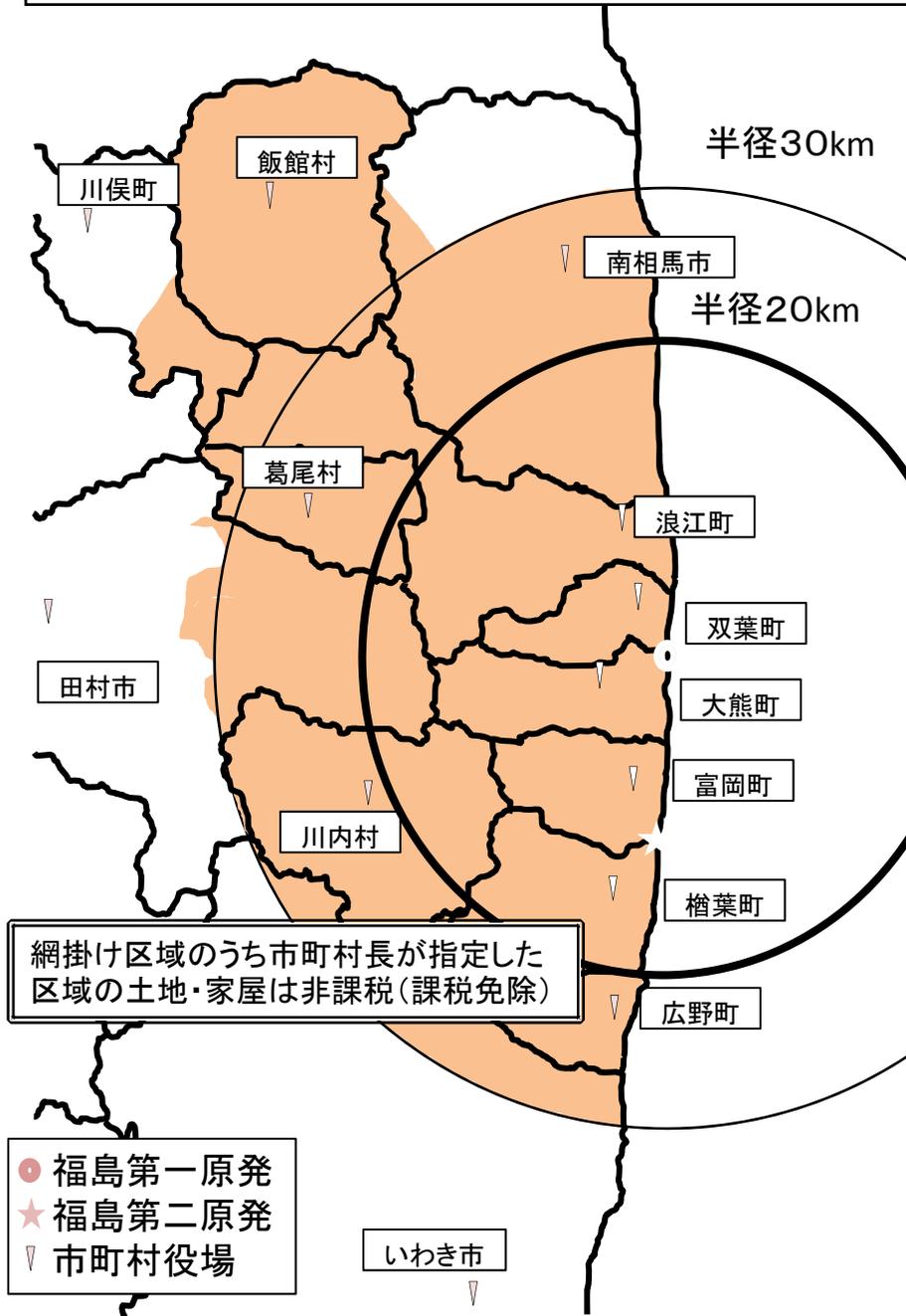
② 津波による浸水・土砂の流入等により、区域の全部又は大部分において、従前の使用ができなくなった区域

①又は②に該当する区域を、市町村長が指定・公示し、総務大臣に届出。



市町村長が指定・公示した区域内の土地・家屋は、平成23年度分の固定資産税・都市計画税を課さない。

原子力災害の警戒区域等における土地・家屋に係る平成23年度分の固定資産税等の非課税(課税免除)



網掛け区域のうち市町村長が指定した区域の土地・家屋は非課税(課税免除)

次の区域のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して、固定資産税等を課税することが、公益上、不相当と認める区域を市町村長が指定・公示。

- ・ 警戒区域
- ・ 計画的避難区域
- ・ 緊急時避難準備区域
(避難指示区域・屋内退避指示区域)

※ 避難指示区域は4/22以後警戒区域と一致、屋内退避指示区域は4/22に解除

※ 公示後、総務大臣に届出



市町村長が指定・公示した区域内の土地・家屋は、平成23年度分の固定資産税・都市計画税を課さない。

償却資産、その他区域の固定資産は、資産の状況等に応じ、地方税法第367条等に基づく減免で対応